

平成27年度 活動状況報告書

平成28年6月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

ここに平成27年度版の活動報告書をお届けします。

活動内容は、平成27年4月から平成28年3月末までのものです。

我々の委員会は、設置から4年目を迎え、これまでの3年間の活動を振り返る中で、新たな方向を目指す時期に来ています。今年度版には、そうした作業のための重要な成果も含まれています。

例えば、相談調査専門員や委員による市民（や子ども）への対応の時間・回数も年々増加してきていること、更には案件の内容からすると「いじめ」とは言い切れないものの、当該子どもの状況には対応すべきだと考えられる場合も少なくない、といったことも起きています。いずれの場合も現在の制度、運営ではカバーするのが困難です。

現況に適した改変の時期に来ていると思われれます。そのためにできることは何だろうかかと考えています。

こうした点から、我々委員会はこの報告書をもとに、より良い質の活動を目指してどこから変わるか、検討を重ねている最中です。

市民の皆様には、必要に応じてこの制度の利用とともに、こうした我々の活動に関心を寄せて戴き、また応援いただければと願っています。

平成28年6月

大津の子どもをいじめから守る委員会
委員長 羽下大信

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等	
1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4
II 相談対応等の実績	
1 相談の件数等	8
2 相談の内容	14
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	18
4 相談・調整の実際	21
コラム	22
III 会議の開催状況その他の活動実績	
1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況	23
2 委員による学校等の訪問活動	24
3 関係者と委員との意見交換等	24
4 その他	24
参考 資料編	
1 条例及び規則	25
2 委員名簿	33

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

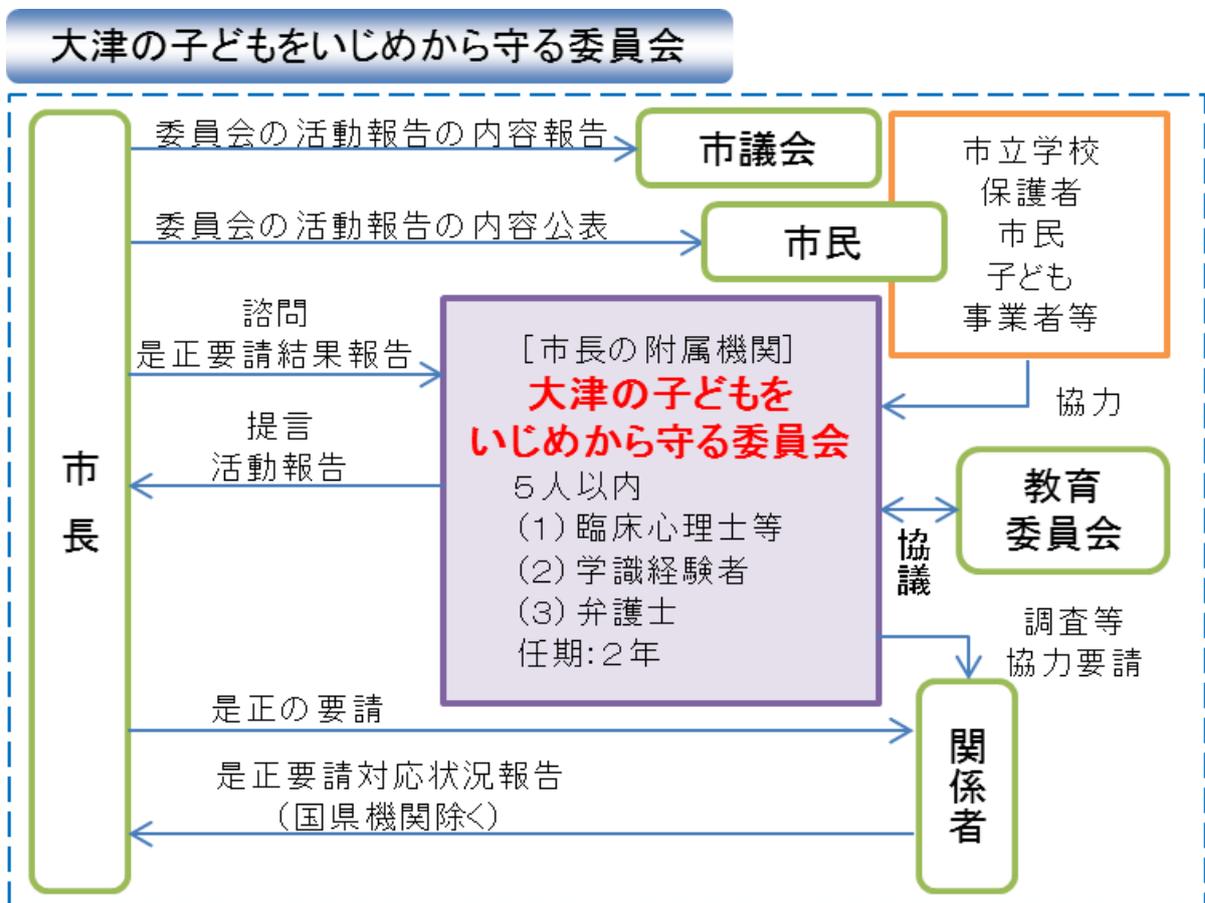
守る委員会には、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る調査などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う権限が付与されました。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調査などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて多角的に検証することができるよう構成されています。

平成27年度の委員の構成は、次のとおりです。(委員の要件を①～③で表示)

氏名	所属団体・役職等	備考
③池谷 博行	大阪弁護士会	副委員長
②竹下 秀子	滋賀県立大学教授(臨床発達心理士)	
①羽下 大信	臨床心理士	委員長
②藤川 洋子	京都工芸繊維大学教授(臨床心理士)	
③古山 力	滋賀弁護士会	

※所属団体・役職等は、平成27年度時点のものです。

委員の任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長(会務を総理し、委員会を代表します。)及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、平成27年度は、臨床心理士である羽下委員が委員長を、弁護士である池谷委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事によっては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができるとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応及びその調査等に関する事務を処理する相談調査専門員等については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応、また、相談等のあったいじめ事案に関する調査などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床発達心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

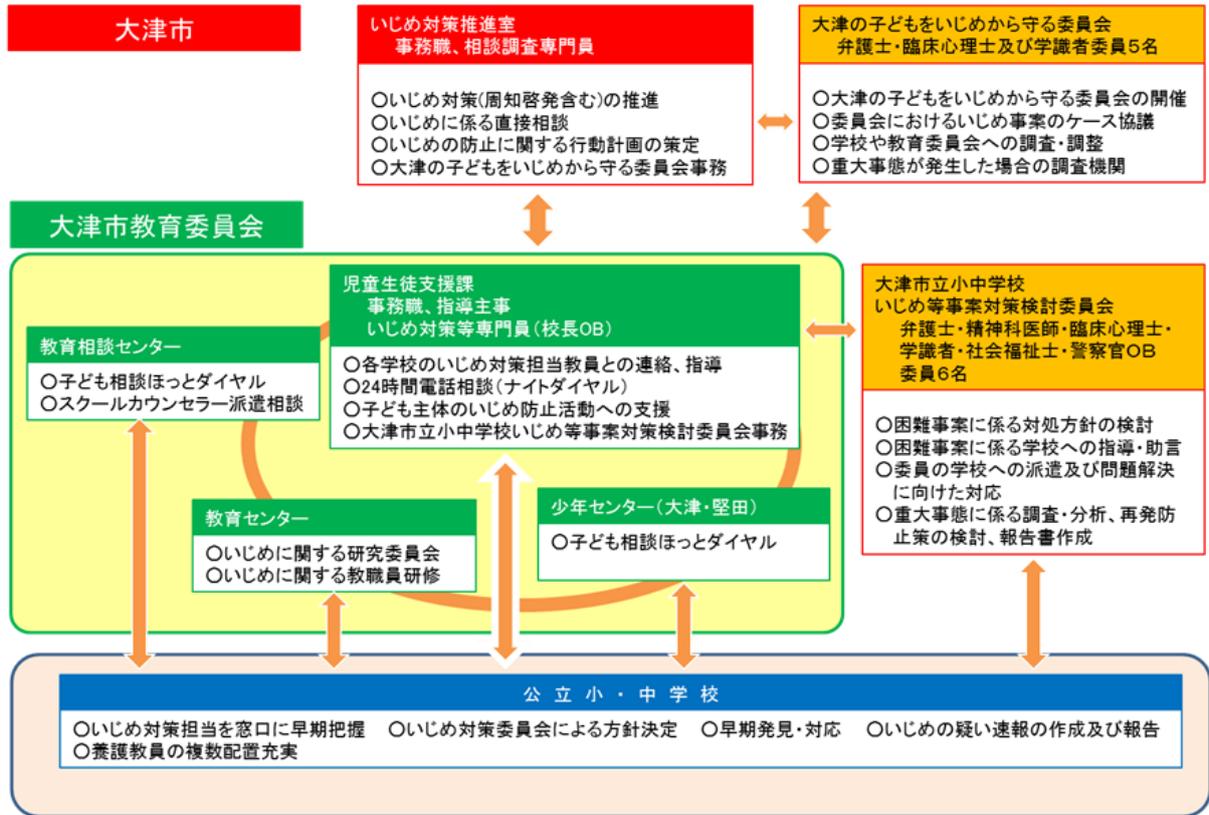
相談調査専門員は、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理するとともに、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たっています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

いじめ対策の施策イメージ



Ⅱ 相談対応等の実績

1 相談の件数等

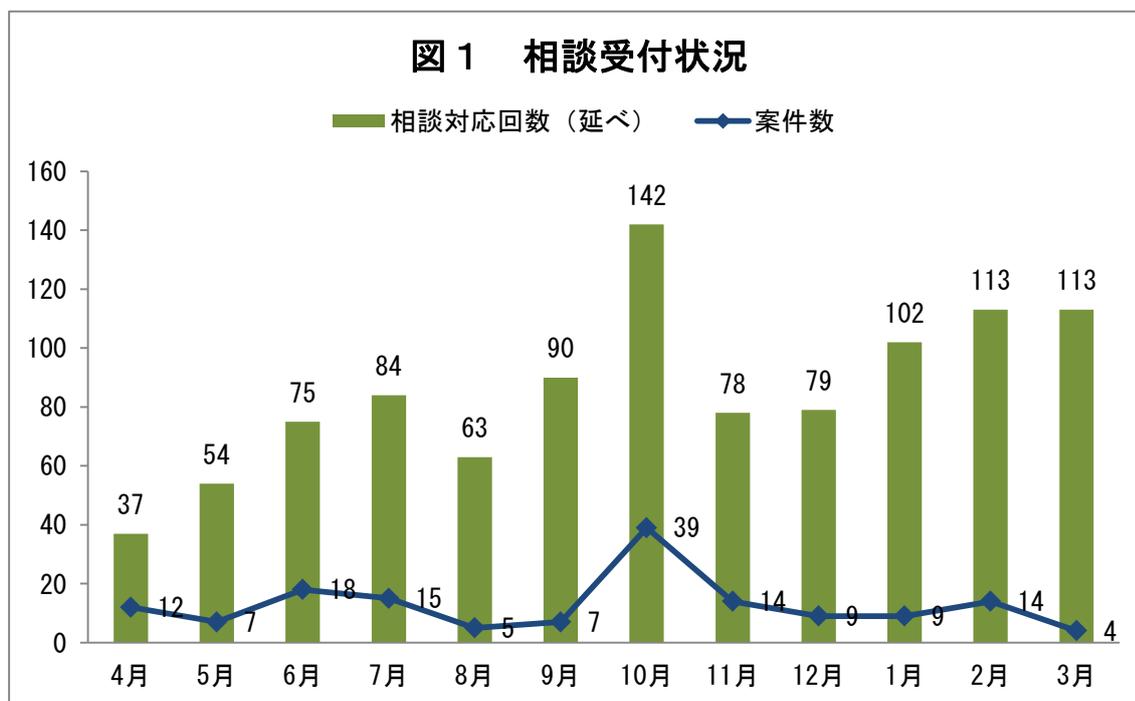
153案件・延べ1030回の相談・対応

大津の子どもをいじめから守る委員会の事務局である、いじめ対策推進室では『おおつっこほっとダイヤル』といういじめ専用の相談電話を設置しています。相談を受けているのは相談調査専門員（おおつっこ相談チーム）です。子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を持って相談への対応を行っています。

平成27年度は、『おおつっこほっとダイヤル』を設置して3年目でした。相談を受けた件数は153案件、相談対応回数は延べ1030回でした。

平成25年度は183案件、延べ650回の相談対応、平成26年度は151案件、延べ745回の相談対応をしました。相談対応の回数は年々増加しており、平成27年度は1000回を超えました。平成25年度の約1.5倍、同26年度の約1.4倍です。これは、1案件ごとに継続して丁寧に子どもや保護者の支援を行っていること、必要に応じて学校や関係機関と調整を重ねていることを示しています。

図1は、月別の相談受付状況です。



案件数と相談対応回数がともに最も多かったのは、10月でした。これは、『おおつつこてがみ そうだん』の成果と言えます。毎年10月はいじめ防止啓発月間で、平成27年度も『おおつつこてがみ そうだん』の用紙を配布しました。この用紙を使って相談をしてくれた子どもたちが多く、10月の案件数と相談対応回数が増加しました。

また図1からは、年度末(1・2・3月)に相談対応件数が増加していることが分かります。

初回相談者の内訳

表1は初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談をしてきた人のことを言います。平成27年度は、153案件のうち、子どもが初回相談者であった案件が計70件ありました。保護者等は66件、学校・関係機関等が11件、市民等が6件であり、子どもが最も多いという結果になりました。

初回相談者が子どもであった案件は、平成25年度が19件、同26年度が54件で、年々増加しています。

表1 初回相談者経路

	子ども					保護者等		学校・関係機関等		市民等	計
	就学前	小学生低学年	小学生高学年	中学生	中卒の子ども 高校生	親	親以外の親族	教職員	行政職員		
いじめ	0	14	17	5	3	48	2	2	3	2	96
いじめ以外	0	3	12	10	6	16	0	2	4	4	57
計	0	17	29	15	9	64	2	4	7	6	153
	70					66		11		6	
(参考)25年度	19					95		44		25	183
(参考)26年度	54					68		21		8	151

相談調査専門員は、子どもが困ったときや悩んだときは一人で悩まずに相談してほしいと思っています。しかし、子どもが知らない大人に相談することは相当勇気がいることです。まずは相談してくれたこと自体を受け止め、子どもとつながっていきたくと思っています。

相談対応の内訳（延べ1030回）

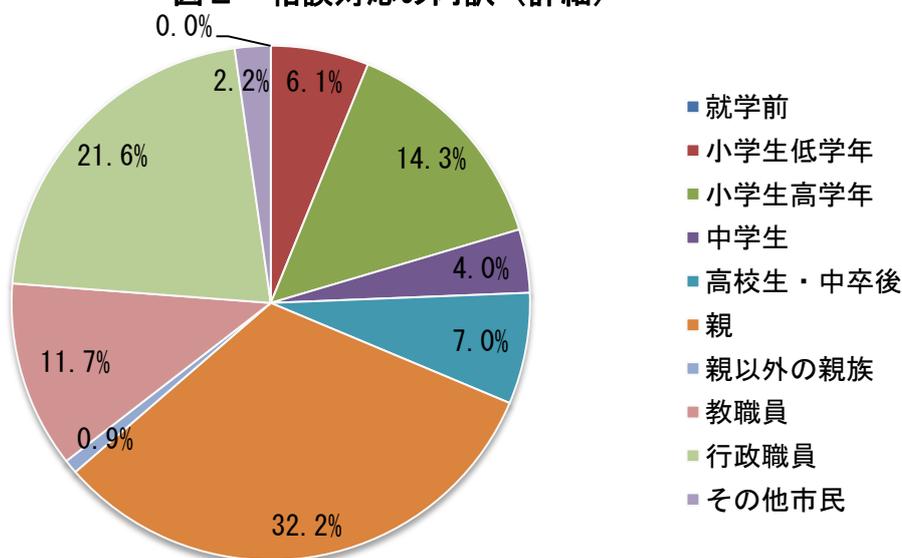
平成27年度の相談対応の回数は、同26年度より300回近く増加し、1030回でした。表2は、その内訳を表したものです。子ども、保護者等、教職員等、市民等、いずれも平成26年度と比べて増加しています。子どもへの対応が323回、保護者等が341回、教職員等が343回で、これらはほぼ同じ割合です。

表2 相談対応の内訳（回）

年度	子ども	保護者等	教職員等	市民等	合計
26年度	233	298	204	10	745
	31.3%	40.0%	27.4%	1.3%	100.0%
27年度	323	341	343	23	1030
	31.4%	33.1%	33.3%	2.2%	100.0%

また、平成27年度は、教職員等への相談対応への回数が最も多くなり、33.3%を占めました。内訳の詳細は、図2のとおりです。教職員が11.7%、行政職員は21.6%であることが分かります。このように教職員等の回数が多くなっているのは、個々の事案について、子どもや保護者の了解のもと日々の情報共有を重ねたり、教職員等の対応に関して相談を受けたりしたためです。

図2 相談対応の内訳（詳細）



当該子どもとの直接の関わり（96人）

相談調査専門員は、子どもの思いを聴きながら、子どもを中心とする対応を行っています。例えば、大人から相談があった場合でも、その事案の当事者に該当する子ども（以下、「当該子ども」と言います。）と出会う等し、その思いを把握するよう努めています。

表3のとおり、平成27年度は、当該子ども96人と直接関わることができました。

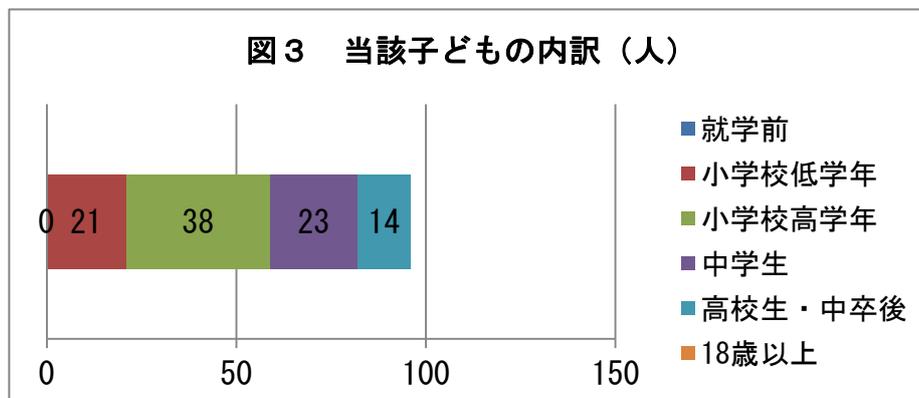
すでに述べたとおり、子どもが初回相談者であった案件が70件なので、相談対応をしていく中で、子どもと関わるできるようになった事案は26件と言えます。

表3 当該子どもとの直接の関わり

	あり	なし	計
26年度	79	72	151
27年度	96	57	153

図3は、相談調査専門員が直接の関わりを持った子どもの内訳を示したものです。

このうち高校生は13人でした。平成26年度の高校生は4人だったので、高校生との関わりも増加しています。



相談対応の方法

表4は、相談対応の方法を示したものです。

相談調査専門員は、相談電話『おおつっこほっとダイヤル』で相談を受けるだけでなく、できるだけ相談者と直接会うよう努めています。市役所には子ども専用の相談室があり、来所した相談者とは相談室で面談を行います。また相談調査専門員が家庭訪問をしたり、地域を訪問したり、出向いて面談します。公民館や児童館、学校等の公共施設を使用するほか、屋外（公

園等)で相談者と出会うこともあります。なお、学校以外の公共施設や公園等へ出向くことを地域訪問と呼んでいます。

本市の地理的事情もあり、市役所まで足を運ぶのに困難を伴う相談者も少なくありません。相談調査専門員は積極的に外に出向き、相談者をつなぎ直接話を聴かせてもらいます。

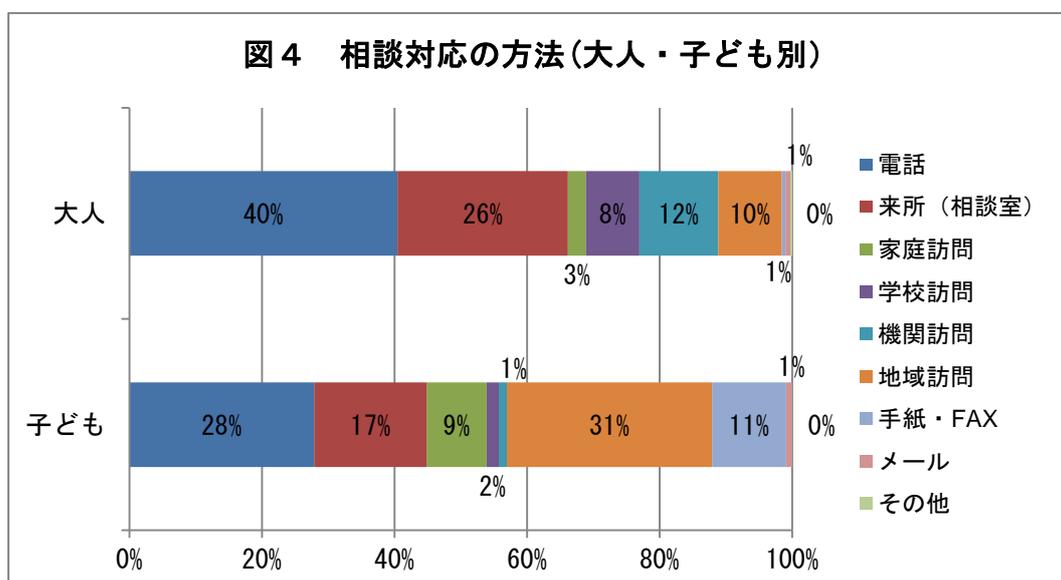
必要に応じて学校訪問や機関訪問も行い、調整します。当該子どもを支援する方法を関係する大人と一緒に考えていきます。

表 4 相談対応の方法

	電話	来室	家庭訪問	学校訪問	機関訪問	地域訪問	手紙 F A X	メール	その他	計
回数	376	237	48	63	88	168	40	8	2	1030
割合	36.5%	23.0%	4.7%	6.1%	8.5%	16.3%	3.9%	0.8%	0.2%	100.0%

図 4 では、相談対応の方法を大人と子ども別にグラフにしました。大人への相談対応は電話や来所が多く、子どもは家庭訪問や地域訪問が多くなっていることが分かります。これは、特に子どもと直接会うために出向いていることを示しています。

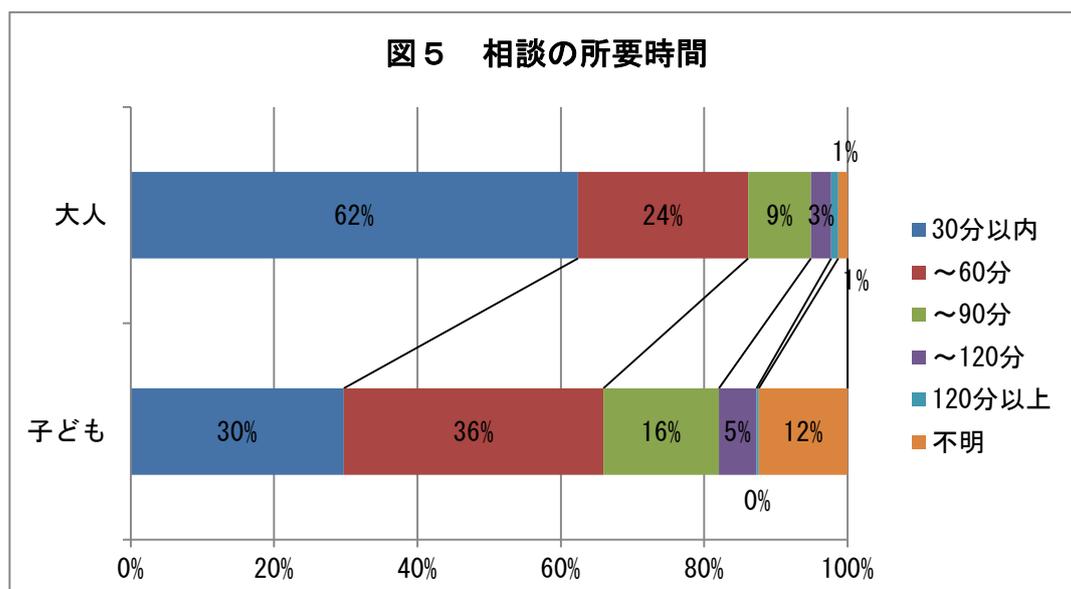
また、子どもを見ると、手紙・FAX での相談対応が 11% あります。これは、ほとんどが『おおつっこ てがみ そうだん』による相談です。『おおつっこ てがみ そうだん』が、子どもたちの相談に必要なツールとなっていることが分かります。



相談の所要時間

図5は、相談に要した時間を大人と子どもに分けて示したグラフです。大人は30分以内の対応が62%を占めていますが、子どもとは時間をかけて関わっていることが分かります。

なお、所要時間が不明の割合が一定ありますが、これは、手紙やメールでの相談によるものです。



前にも述べましたが、子どもが知らない大人に相談することは相当勇気のいることです。電話を架けたり、相談調査専門員と出会う場所に行ったりすること自体が、子どもにとってはハードルが高いことです。自分の思いがすぐに言葉にならないこともあります。生き辛さを感じている子どもに寄り添い、外へ出ることを苦手とする子どもへは少しでも社会とのつながりを持つるように支援します。子どもとは時間をかけて出会います。

面談に際しては、その子が安心して過ごすことができる場所で、遊び取り入れるなどして出来るだけリラックスできるように心掛けています。

面談時間をどのように過ごすかは、その都度子どもが選択します。時間いっぱい話をする日もあれば、身体を動かす日もあります。そっと静かに一緒に時間を過ごす日もあります。面談の半分は話をして、残りの時間はおもいきり遊ぶということもあります。

相談調査専門員は、大津の子どもをいじめから守る委員会で立てられた方針をもとに、見通しを持って子どもと出会います。面談は、相談調査専門員が子どもとつながるための大切な時



子ども専用の相談室

間です。その時間をどのような場所でどのように過ごすことがその子にとって最善かを常に考え、話しやすい関係を作れるようにしています。

学校や家庭はもちろんですが、そうではない所にも安心できる場所があり、寄り添ってくれる大人がいることは、子どもの育ちにとって大切なことです。面談の時間を持つことで、子どもがその思いを聴いてもらえたり、ほっとできたり、子どもの居場所がひとつ増えることになれば嬉しく思います。そのためには、比較をしたり、評価したり、否定したりすることなく、子どものありのままを認めることが不可欠であると考えています。

2 相談の内容

いじめを主訴とする案件は96件（64.4%）

表5のとおり、平成27年度に主訴がいじめであった案件は96件で、全体に占める割合は62.7%でした。いじめ以外を主訴とする案件は、教員等の指導上の問題が18件（11.8%）で最も多く、続いて交友関係の悩み（いじめ以外）が14件（9.1%）、子どもの心身の悩みが10件（6.5%）となっています。

心身の悩みについては、平成26年度は1件だったので、10倍になりました。平成27年度は、子ども本人の手紙による訴えが多かったため、しんどさをかかえる子どもにとって『おつっこ てがみ そうだん』が相談しやすいツールとなっていることが分かりました。

表5 相談の内容（子ども・おとな別）

		いじめ	交友関係の悩み (いじめ以外)	子ども同士の暴力 (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	その他	計
案件	件数	96	14	1	2	0	10	18	2	0	5	1	0	4	153
	割合	62.7%	9.1%	0.7%	1.3%	0.0%	6.5%	11.8%	1.3%	0.0%	3.3%	0.7%	0.0%	2.6%	100.0%
延べ	子ども	217	34	2	23	0	10	26	0	0	0	2	3	6	323
	大人	528	18	3	42	0	3	54	15	4	21	6	11	2	707
	計	745	52	5	65	0	13	80	15	4	21	8	14	8	1030

相談対応の延べ回数でみると、主訴がいじめである案件は計745回でした。いじめ以外を主訴とする案件では、教員等の指導上の問題で計80回、不登校で計65回、交友関係の悩み（いじめ以外）で計52回の相談対応を行いました。

不登校を主訴とする相談は2件でしたが、相談対応回数は計65回にのぼっています。これは、不登校で外との関わりがなくなっている子どもと面談を重ね、学校との調整を図りながら支援を行ったためです。

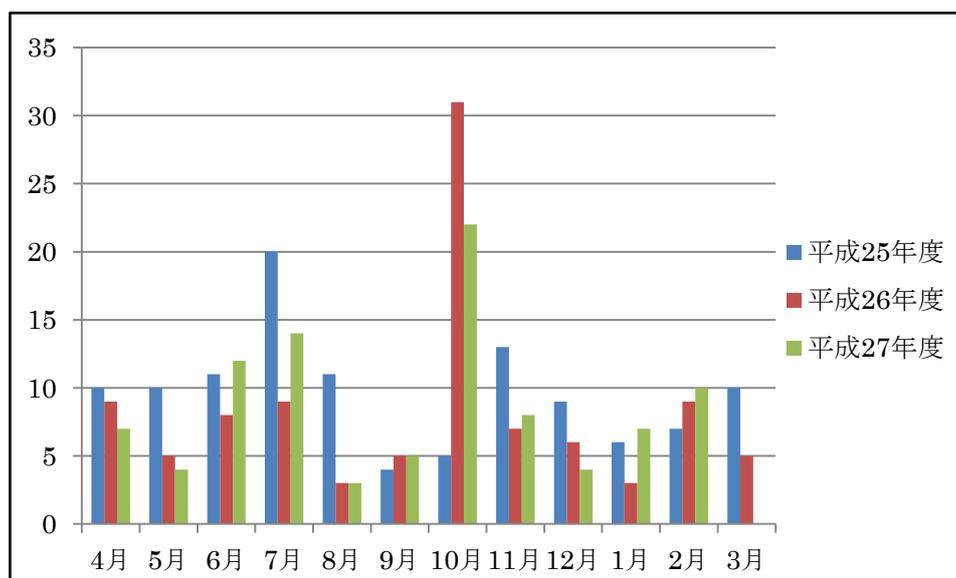
いじめの訴えの時期

図6は、いじめを主訴とする相談について、新規の相談件数（案件数）を月別に示したものです。

前述のとおり、10月は『おおつっこ てがみ そうだん』の配布により案件数が増加しましたが、主訴がいじめであるものだけをグラフにしても、10月は増加しています。

また、いじめに関する新規相談は、夏休み前（7月）に増加し、夏休み（8月）と2学期初め（9月）には相談対応の回数が少なくなっている傾向が見られます。一般的に夏休み終わりから2学期初めは子どもが不安を高める時期だと言われており、引き続き見ていく必要があります。

図6 いじめを主訴とする新規相談の件数（件）

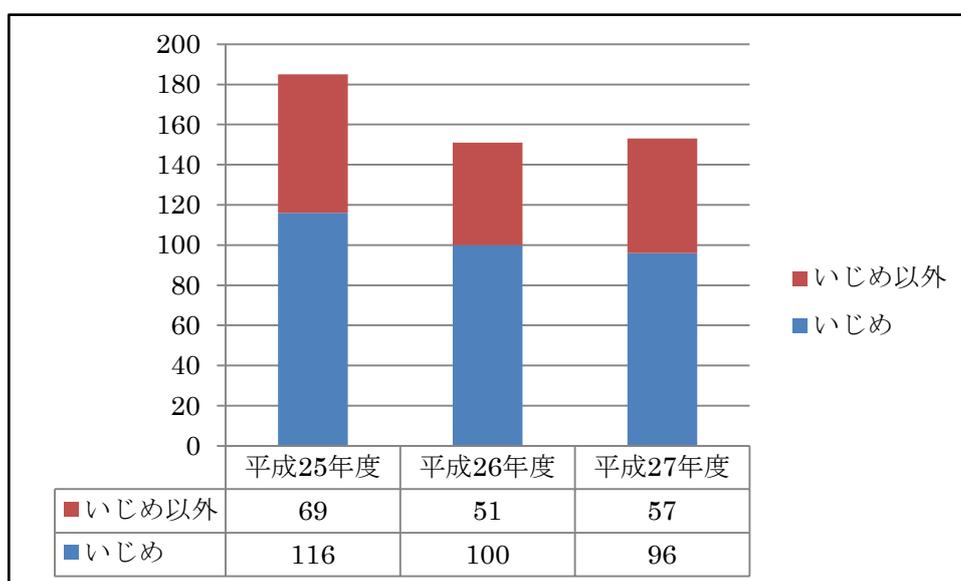


いじめ以外の悩み

図7は、新規の相談件数（案件数）をいじめ案件といじめ以外の案件とで比較したものです。平成27年度は同26年度に比べて、いじめ以外の案件が若干増えています。

いじめ対策推進室では、いじめに関する相談を受ける窓口として周知しており、前述のように、平成27年度は64.4%がいじめを主訴とする相談となっていますが、いじめ以外の案件も一定数あります（表5参照）。

図7 新規相談件数の比較（件）



いじめ以外の相談が多いことは、表7を見ても分かります。同表は、相談対応における副次的訴え（以下、「複訴」と言います。）の内容を表したものです。いじめが主訴である場合の副訴か、いじめ以外の問題が主訴である場合の副訴かは区別していません。

ひとつの相談対応をしたときに、副次的な訴えがあり、相談内容が多岐に渡っていることは少なくありません。1030回の相談対応うち副訴がなかったものは、234回にすぎません。

副訴で最も多かったのが、学校園の対応の問題で349回（33.9%）、続いて不登校が131回（12.7%）、教員等の指導上の問題が99回（9.6%）、交友関係の悩み（いじめ以外）が44回（4.3%）となっています。

表7 相談対応における副次的訴え（回）

副次的訴えの内容	計	%
交友関係の悩み(いじめ以外)	44	4.3%
子ども同士の暴力(いじめ以外)	1	0.1%
不登校	131	12.7%
子どもの非行	0	0.0%
子どもの心身の悩み	35	3.4%
教員等の指導上の問題	99	9.6%
学校園の対応の問題	349	33.9%
行政の対応の問題	47	4.6%
子育ての悩み	27	2.6%
家族関係の悩み	22	2.1%
児童虐待	7	0.7%
その他	34	3.3%
該当なし	234	22.7%

学校園の対応の問題については、教員と保護者の関係がこじれてしまっており、当事者である子どもの気持ちが置き去りになってしまっていることがあります。そのような場合であっても、再び子どもの思いを中心にして考えていけるよう調整することが大切であると考えています。

いじめに関する相談の窓口であっても、これだけ様々な内容の相談があることから、子どもたちが抱えている問題はいじめに限らないことが分かります。勇気をもって子どもが相談してきてくれたとき、相談調査専門員は、たとえその内容がいじめでなくても門前払いをすることなく、出来るだけ話を聴くよう努めています。また、子どもの問題は複合的であり、いじめが解消しても他の問題が残ることがありますが、他機関への引継ぎや連携を考えながらも、子どもへの継続的な支援の必要性を勘案し、引き続き対応しています。

3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

相談調査専門員は、『おおつつこ相談チーム』として、子どもたちに広報・啓発を行っています。相談調査専門員は、その存在を身近に感じてもらい、より多くの子どもたちとつながりたいと考え活動してきました。

広報啓発ツールの配布

啓発月間においては、学校の協力を得て、6月は『おおつつこほっとダイヤル』の啓発カードとクリアファイルを、10月には『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布しました。

『おおつつこ てがみ そうだん』は、内側に相談内容を書いて、三つ折にするだけで、切手を貼らずに投函することができるようになっています。子どもたちがSOSを発信しやすいように、工夫しています。



おおつつこほっとダイヤルカード



クリアファイル

(おおつつこみんなのいじめ防止行動宣言より)



おおつつこ てがみそうだ

おおつつこ通信の配布と小学校訪問

出前授業を行った子どもたちの感想に応えるかたちで作成したおおつつこ通信を、出前授業を行った子どもたちに対して配布しています。また、今年度は相談調査専門員の活動や子どもたちに伝えたいことをおおつつこ通信にして、11月12月にかけて全小学校に訪問し配布しました。また、その際、各小学校の子どもたちの様子や地域について教員からお話を伺い、相談調査専門員の活動を教員に知ってもらうための機会にさせていただきました。



巡回相談 in 児童館

今年度は、大津市の福祉ブロック7か所にある児童館で巡回相談をおこないました。

相談調査専門員が児童館を訪問し、厚生員が感じる地域の子どもの様子を話してもらったり、実際に児童館を訪れる子どもたちと遊んだりすることで、地域の子どもの実情を知り、おおつつこ相談チームを身近に感じてもらうことを目的としていました。

児童館を訪問することで見えてきたものは、①不登校や家庭でしんどさを感じている子どもたちの居場所として機能していること、②厚生員という大人のまなざしのなかで、異年齢の子どもたちが群れて遊ぶ場となっていることでした。

地域の子子どもたちが、『遊び』を通して育つ場を保障する児童館の役割は大きく、今後も児童館と連携を深め、共に子どもの育ちを支えていくことが出来ればと考えています。

小学校・中学校向けの出前講座

相談調査専門員は、小学校5、6年生・中学生向けの出前講座を実施しました。申し込みがあった小中学校を訪問し、クラスに入って参加型形式の授業を行いました。子どもたちにグループで話し合ってもらい、たくさんの意見を出してもらいました。

中学校では『子どもフォーラムをやってみよう～困ったときに相談しやすい人ってどん

な人?~』というテーマで話し合いました。子どもたちは、相談しやすい人として「口が堅い人」、「信頼できる人」、「真剣に話を聴いてくれる人」、「やさしい人」などの意見を出してくれました。人に相談するという事は、とても勇気のいることで、秘密を守ってくれるかどうか、ということ、子どもたちにとって大きな関心であることが分かりました。他に「家族」、「友達」、「先生」といった「身近な人」に相談しやすいという意見もありました。

小学校では『いろいろな気持ちに気づいてみよう』というテーマで話し合いました。「悲しい、つらい、腹が立つなどは身体からの合図なんだと思った」「自分の気持ちはとても大切にしなければならないんだなと思いました」「私は人の気持ちを考えられる人になりたいです」「悲しいことがあったら、だれかに相談すれば気持ちが軽くなるかなと思いました」「人の気持ちをわかるには自分の気持ちをよく知っていないとだめなんだなあと思いました」という感想があり、授業を受けてそれぞれが、気持ちについて考える機会になったと感じました。

今後も出前講座を継続し、相談調査専門員が、子どもの『身近な人』になれるよう、子どもが孤立しない環境を作れるように活動を続けていきたいと考えています。

大津市熱心まちづくり出前講座

相談調査専門員は、大津市熱心まちづくり出前講座²において、市民の方を対象に「子どものSOSを受け止めて」というテーマで話をし、地域の子どもたちについて考える機会になりました。子どもの支援をしている機関の方々、地域の方々と、子どもの声を聴くことの大切さを共有しました。

² 市の事業や施策などについて、市職員が市民のみなさんのもとに出向き、市政について理解を深めてもらうために、講演等を行う事業です。

4 相談・調整の実際

相談調査専門員が対応した相談について概略をご紹介します。なお、事例の内容は個人情報保護の観点から一部加工しています。

事例 1

中学の頃、複数の男子に出会うたびに嫌な言葉を投げかけられることが続いたAさんですが、自分にも悪いところがあるかもしれないと考えていたので、Aさんは誰にも相談せずに我慢をしていました。少しずつ身体にも不調が出てきてしんどい思いをしていましたが、がんばって受験し、高校生になりました。しかし、同じ中学出身の男子から嫌なことを言われることは続き、とうとう登校できなくなり、おおつつこ相談チームに連絡をくれました。

当初、男子たちを罰したいという思いを持っていたAさんでしたが、同時に「今の自分の心身の状態では男子を罰したらますますしんどくなるし、もしかしたら仕返しに自分が悪いと言われるかも」という思いもありました。そこでAさんは、自分の健康を取りもどすことと高校を卒業することだけを目指そうと考え直しました。

専門員は、そんなAさんの揺れる思いに寄り添い、しっかりゆっくり話を聴きました。

現在、Aさんは高校を卒業し、新しい友達関係を築きながら、大学受験を目指しています。

事例 2

Bさんは、友人関係がうまくいかず、仲間はずれにされたり、他の子と話している時に叩かれたりして傷つき、登校するのがいやになりました。そのことを保護者は学校に伝えましたが、学校の対応に納得がいかず、保護者は学校に対して不信感を抱きました。保護者と学校との関係が悪くなり、Bさんの思いがきかれないまま、学校に行けない期間が続きました。その頃に保護者からおおつつこ相談チームに連絡がありました。

専門員は、Bさんと保護者の担当者にわかれて、それぞれの話をしっかりと聴きました。Bさんの話の中で、「クラスの雰囲気ざわざわしていることもしんどい」ということがあったので、Bさんの登校と合わせてクラスの参観もしました。その結果、Bさんが安心して過ごしやすい席は自分の後ろに人がいない一番後ろの席であること、Bさんを理解してくれる友だちの近くの席が望ましいこと、などがわかりました。

Bさんと保護者の思いや考えが学校の先生方にうまく伝わっていないと専門員が感じたので、Bさんと保護者の了承を得て、専門員が学校に出向いて先生と話をし、Bさんと保護者の思いを伝えました。その思いを理解してもらった結果、少しずつ登校時間が増えていきました。今は保護者も安心して、Bさんの様子を見守ってくれています。

コラム

おおつっこ相談チームは、この3年間大津の子どもの声を聴いてきました。個別の相談、中学校への出前授業、子どもフォーラムやその検討会議で子どもの声を聴きました。

そのなかで、子どもたちが「イジメはいけないが、イジリはコミュニケーション手段のひとつだから良いのだ」と言うのを、一度のみならず耳にしました。

実は、おおつっこ相談チームは、イジメと言われる行為とイジリと言われる行為に違いはないと考えています。

イジメとは、子どもが一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じるものです。イジメは行為のあり様ではなく、被害となる子どもの感じ方によるものです。

一方、イジリとは、「相手の失敗や容姿を面白おかしく指摘することだが、愛があり笑いですまされるのだから良いのだ」と子どもたちは言います。これは、加害もしくは傍観している子どもたちの感じ方によるものです。イジラレル子どももまた、「イジリだからいいのかな」と感じているようです。辛いと感じる自分のほうが悪いのだとさえ思うようです。

私たちは、いじめの加害となる側が「悪気はなかった」「遊んでいただけ」というのを、幾度となく見聞きしています。しかし、被害となる子どもの辛い気持ちを理解しようとすれば、加害の子どもの「愛があるからイジメではなくイジリだ。だから良いのだ」という言い分を受け入れることはできません。

人の失敗や容姿を、殊更に面白おかしく侮蔑的に表現することをコミュニケーションの手段だと肯定する子どもたちに対し、私たち大人はどのように対峙すればよいのでしょうか。

成長過程にある子どもたちが、からかい合いながら関係づくりをする様子はよく見られます。このからかいが、イジリとほぼ同義です。

大人は、子どもたちの関係づくりの未熟さを受容し、試行錯誤を許容する必要があるでしょう。しかし、一方で「人をからかうものではありません」と戒めることも必要なのではないのでしょうか。

子どもたちは、試行錯誤しながら人間関係を学んでいくのです。だとすれば、「イジメはいけません」といくら強調しても、その過程で深く傷つく子どもはゼロにはなりません。

また、子どもは自分の傷つきの辛さを大人に相談することはありません。大人にひとたび「辛い」と言えば、たちまちイジメ問題として取り上げられ、大事になることを子どもたちは知っているからです。

おおつっこ相談チームは、まず、子どもたちの大人への信頼を回復させたい、そんな思いで日々活動をしています。そのためにできることの一つは、相談者の秘密は必ず守ることだと考えています。「イジメはいけません」と周知のことを繰り返すだけではなく、子どもたちが辛い気持ちを安心して伝えられる大人になりたいと思っています。

おおつっこ相談チーム（相談調査専門員）

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況

守る委員会では、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。平成27年度は、全36回の会議を開催しました。



第1回	平成27年 4月21日(火)	第24回	平成27年12月 9日(水)
第2回	平成27年 5月 7日(木)	第25回	平成27年12月16日(水)
第3回	平成27年 5月14日(木)	第26回	平成27年12月24日(木)
第4回	平成27年 5月18日(月)	第27回	平成28年 1月 7日(木)
第5回	平成27年 5月28日(木)	第28回	平成28年 1月14日(木)
第6回	平成27年 6月 5日(金)	第29回	平成28年 1月28日(木)
第7回	平成27年 6月15日(月)	第30回	平成28年 2月 3日(水)
第8回	平成27年 6月29日(木)	第31回	平成28年 2月10日(水)
第9回	平成27年 7月 9日(木)	第32回	平成28年 2月17日(水)
第10回	平成27年 7月23日(木)	第33回	平成28年 3月 9日(水)
第11回	平成27年 8月10日(月)	第34回	平成28年 3月15日(火)
第12回	平成27年 8月19日(水)	第35回	平成28年 3月24日(木)
第13回	平成27年 8月26日(水)	第36回	平成28年 3月31日(木)
第14回	平成27年 9月 3日(木)		
第15回	平成27年 9月17日(木)		
第16回	平成27年 9月30日(水)		
第17回	平成27年10月 7日(水)		
第18回	平成27年10月15日(木)		
第19回	平成27年10月23日(金)		
第20回	平成27年10月29日(木)		
第21回	平成27年11月 6日(金)		
第22回	平成27年11月12日(木)		
第23回	平成27年11月26日(木)		

2 委員による学校等の訪問活動

守る委員会の委員活動については、広報・啓発、協力依頼のほか、実際の事案に関わる助言や調整等を目的として、学校に訪問しました。学校ではいじめ事案に係る調査や調整のため、校長等と意見交換を行いました。

平成27年 4月30日(木)	市立中学校に訪問
平成27年 6月19日(金)	私立高等学校に訪問
平成27年12月28日(月)	市立小学校に訪問
平成28年 2月 4日(月)	市立小学校に訪問
平成28年 2月10日(水)	市立小学校に訪問
平成28年 2月16日(火)	市立小学校に訪問
平成28年 2月19日(金)	市立小学校に訪問
平成28年 3月31日(木)	市立小学校に訪問

3 関係者と委員との意見交換等

教育委員会委員や事務局職員との意見交換を通じて、委員が教育委員会や学校などの関係者の声を聴くとともに、守る委員会の活動についての理解を求めました。

また、市長との懇談では、守る委員会の活動実績や審査事案について意見を交わしました。



市長との意見交換

平成27年 7月23日(木)	市長・教育委員会委員との意見交換
平成28年 3月 9日(水)	市長・教育委員会委員との意見交換

4 その他

10月には、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2015の全体会及び「子どもの相談・救済」をテーマとした第1分科会に参加しました。

平成27年10月10日(土) ～11日(日)	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2015(西東京)に参加(古山委員)
---------------------------	---

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。

- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。
(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。
(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(いじめの疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあってはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあっては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があったときは、条例第14条第1項に規定する委員会に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第3項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を児童生徒支援課に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員及び相談調査専門員は、条例第14条第2項の規定による調査又は

関係者との調整を行う場合には、委員にあつては様式第1号、相談調査専門員にあつては様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 委員名簿

平成27年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

弁護士（大阪弁護士会）	いけたに 池谷	ひろゆき 博行
滋賀県立大学教授・臨床発達心理士	たけした 竹下	ひでこ 秀子
臨床心理士	はげ 羽下	だいしん 大信
京都工芸繊維大学教授・臨床心理士	ふじかわ 藤川	ようこ 洋子
弁護士（滋賀弁護士会）	ふるやま 古山	つとむ 力

※役職は、平成27年度時点のものです。